

平成26年度税制改正について

財務省主税局総務課 税制企画室長 関 禎一郎

平成26年度税制改正については、例年と異なり、2段階で議論が行われた。

まず、昨年10月に、税制抜本改革法の規定に基づく検討の結果、平成26年4月1日からの消費税率（国・地方）の8%への引上げについて確認がされた。これに伴い、消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるとの考え方に立って、前倒しで、民間投資を活性化させるための税制措置等について閣議決定した（「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」）。

その後、毎年の年度改正と同様のプロセスにより、秋に決定された事項も含める形で、12月12日に与党において「平成26年度税制改正大綱」が取りまとめられ、12月24日には「平成26年度税制改正の大綱」が閣議決定された（※1）。

本稿においては、「平成26年度税制改正の大綱」の概要（国税部分）を説明したい。なお、文中意見等にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

1. 基本的な考え方

平成26年度税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、設備投資の促進、研究開発投資の促進、所得の拡大等を図るために、昨年度の税制改正と合わせて、これまでと次元の異なる思い切った税制措置を講じることとした。具体的には、生産性向上設備投資促進税制の創設、研究開発税制の拡充、所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の1年前倒し

廃止等を行うこととしている。

また、税制抜本改革を着実に実施するため、給与所得控除の上限の引下げや地方法人課税の偏在是正、自動車重量税のグリーン化のための措置を講ずるほか、震災からの復興を支援するための税制措置等を講ずることとしている。

これらの改正により、平年度で4,470億円の減収、平成26年度においては5,810億円の減収となることが見込まれる（【資料1】参照）。このほか、復興特別法人税の1年前倒し廃止に係る平成26年度の減収が6,453億円あり、平成25年度税制改正と今回の税制改正を合わせれば、国・地方を通じて、1.6兆円程度の減税措置を講じることになる。（※2）

具体的な改正内容は以下のとおりである。

2. 大綱に盛り込まれた主な措置 (1) デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

①復興特別法人税の1年前倒し廃止

（【資料2】参照）

足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、平成24年度から3年間の時限措置として課されている復興特別法人税を1年前倒して廃止することとしている。

②民間投資と消費の拡大

1) 所得拡大促進税制の拡充（【資料3】参照）

個人の所得水準の改善を通じて消費を一層喚起していくため、所得拡大促進税制について、給与等支給増加割合の要件の見直しを行う（基準年度

※1 「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）は、財務省のホームページ（http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf）で入手できる。

※2 このうち、昨年10月に消費税率引上げに伴う対応として決定した税制措置による減収額は、国・地方合わせて1兆円程度である。

である平成24年度と比較して、現行5%以上としている基準を、平成25・26年度は2%以上、平成27年度は3%以上、平成28・29年度は5%以上という基準に変更）とともに、平均給与等支給額に係る要件の見直しを行う（全従業員の平均給与での比較から継続従業員の平均給与での比較に変更）こととしている。

2) 生産性向上設備投資促進税制の創設【資料4】参照)

設備の更新等を促進し、生産性の向上を図るため、生産性の向上につながる設備（①先端設備、②生産ライン等の改善につながる設備）への投資に対して、即時償却又は5%の税額控除を可能とする措置を創設することとしている。

3) 研究開発税制の拡充【資料5】参照)

研究開発投資を一層加速させるため、研究開発税制について、上乗せ措置（増加型・高水準型）部分の適用期限を3年間延長するとともに、そのうち増加型の措置について、試験研究費の増加率に応じて税額控除率を引き上げる仕組み（控除率5%⇒5%～30%）に改組することとしている。

4) ベンチャー投資促進税制の創設【資料6】参照)

民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促進するため、起業家と民間企業との橋渡し役となるベンチャーファンドを通じて、事業拡張期にあるベンチャー企業に出資した場合、その損失に備える準備金につき損金算入を可能とする（出資金の80%損金算入）こととしている。

5) 事業再編促進税制の創設【資料7】参照)

法人の収益力の飛躍的な向上にむけた戦略的・抜本的な事業再編を強力に促進するため、複数企業間で経営資源の融合による事業再編を行う場合、その損失に備える準備金につき損金算入を可能とする（出資金・貸付金の70%損金算入）こととしている。

6) 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制【資料8】参照)

民間投資を活性化していくためには、税制面の支援だけでは限界があり、単なる更新投資の域を

超えた新たな投資を後押しするような、制度・規制面での環境整備等が必要となる。平成26年度税制改正においては、こうした観点を踏まえ、例えば、老朽化した建築物の更新等による防災力の向上等に向けた制度・規制面の対応が行われたことに対応し、既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置を創設することとしている。具体的には、耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を行った事業者が、報告から5年以内に耐震改修により取得等をする耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却を可能とすることとしている。

7) NISAの使い勝手の向上【資料9】参照)

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金を確保する観点から平成25年度税制改正において創設したNISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の利便性を向上させるため、1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更を可能とするとともに、NISA口座を廃止した場合にNISA口座の再開設を可能とすることとしている。

8) 交際費課税の見直し【資料10】参照)

消費の拡大を通じた経済活性化を図るため、交際費課税制度について、その適用期限を2年間延長するとともに、飲食のための支出の50%の損金算入を可能とすることとしている。なお、中小法人については、現行の定額控除（800万円）との選択制としている。

③地域経済の活性化（中小企業投資促進税制の拡充【資料11】参照）など

地域経済を支える中小企業の投資の活性化を図るため、中小企業投資促進税制について、その適用期限を3年間延長するとともに、その間に取得等をした特定機械装置等（機械装置並びに一定の工具、器具備品及びソフトウェア）が、先述した生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の企業は10%）を可能とすることとしている。

④国家戦略特区【資料12】参照)

国家戦略特区の創設に伴い、我が国の経済社会の活力の向上等に寄与することが見込まれる事業の実施を支援するための措置を講じることとしている。具体的には、設備投資減税を創設する（特別償却：機械装置等については即時償却（中核事業）・50%（中核事業以外）、建物等については25%、税額控除：機械装置等については15%、建物等については8%）とともに、研究開発税制の特例を設ける（即時償却の対象となる開発研究用設備の減価償却費について研究開発税制における特別試験研究費とみなす（税額控除割合12%））こととしている。

（２）税制抜本改革の着実な実施

①給与所得控除の上限の引下げ（【資料13】参照）

給与所得控除については、その水準が実際の勤務関係経費や主要国の水準に比して過大であること等から、長年、政府税制調査会においても見直しの必要性が指摘されてきたところであるが、平成26年度税制改正においては、控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、平成28年より1,200万円（控除額230万円）に、平成29年より1,000万円（控除額220万円）に引き下げることとしている。

②地方法人課税の偏在是正に向けた取組み（【資料14】参照）

地方消費税率の引上げにより、地方団体間の財政力格差が拡大することから、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方法人税を創設して、その税収の全額を交付税原資化することとしている。また、あわせて、暫定措置とされていた地方法人特別税・譲与税の規模を3分の1に縮小し、法人事業税に還元することとしている。

③自動車重量税のグリーン化（【資料15】参照）

平成25年度与党税制改正大綱において、自動車重量税については、「財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から燃費性能等に応じて軽減する」との方針が示されたことを踏まえ、エコカー減税の拡充（平成26年度以降新車購入する「免税車」は2回目車検時も免税）及び経年車（13年超～18年未満）に対する税率の引上げを行うこととしている。

（３）復興支援のための税制上の対応 （【資料16】参照）

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされた地域又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人が、復興産業集積区域において機械等を取得した場合に即時償却できる制度の適用期限を2年延長することとしている。

（４）納税環境整備

①猶予制度の見直し（【資料17】参照）

滞納の早期段階での計画的な納付を確保するため、納税者の申請に基づく換価の猶予の創設等を行うこととしている。

②税理士制度の見直し（【資料18】参照）

税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図るため、税理士の業務や資格取得のあり方などの見直しを行うこととしている。

③消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の見直し （【資料19】参照）

消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率の実態調査の結果を踏まえ、のみなし仕入率を見直す（金融業及び保険業60%→50%、不動産業50%→40%）こととしている。

（５）その他

①外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（【資料20】参照）

観光立国の推進や地域活性化の観点から、現行制度における免税対象品目を、一定の不正防止措置を講じることが前提に、飲食料品や化粧品等の消耗品へ拡大するとともに、購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行うこととしている。

②国際課税原則の総合主義から帰属主義への変更 （【資料21】参照）

外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直すこととしている。

資料 1 平成26年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改 正 事 項	平年度	初年度
I 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項		
（１）生産性向上設備投資促進税制の創設	▲ 2,990	▲ 3,520
（２）研究開発税制の拡充	▲ 270	▲ 200
（３）中小企業投資促進税制の拡充	▲ 170	▲ 170
（４）ベンチャー投資促進税制の創設	▲ 30	▲ 10
（５）事業再編促進税制の創設	▲ 100	▲ 100
（６）既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設	▲ 70	▲ 60
（７）所得拡大促進税制の拡充	▲ 1,060	▲ 1,350
II I に追加して決定する事項		
1. 個人所得課税		
（１）給与所得控除の見直し	810 (380)	- -
（２）企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	▲ 70	▲ 20
個人所得課税 計	740	▲ 20
2. 法人課税		
（１）交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 430	▲ 290
（２）国家戦略特別区域における税制措置の創設	▲ 20	0
（３）集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の廃止	10	10
法人課税 計	▲ 440	▲ 280
3. 消費課税		
（１）車体課税		
①自動車重量税のエコカー減税の拡充	▲ 160	-
②経年車に係る自動車重量税の税率の見直し	150	80
小 計	▲ 10	80
（２）非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	▲ 150	▲ 130
（３）消費税		
①簡易課税制度のみなし仕入率の見直し	180	-
②外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	▲ 100	▲ 50
小 計	80	▲ 50
消費課税 計	▲ 80	▲ 100
合 計	▲ 4,470	▲ 5,810

（注 1）上記の計数は 10 億円未満を四捨五入している。

（注 2）「II 1.（１）給与所得控除の見直し」の平年度の増収見込額は平成 29 年施行分適用後の増収見込額であり、カッコ書きは平成 28 年施行分適用後の増収見込額である。

（注 3）復興特別法人税の 1 年前倒し廃止に伴う特別会計分の減収見込額は、平成 26 年度▲ 6,453 億円となる。

（注 4）「II 3.（１）車体課税」の増減収見込額は、特別会計分（平年度▲ 4 億円、初年度 34 億円）を含む。

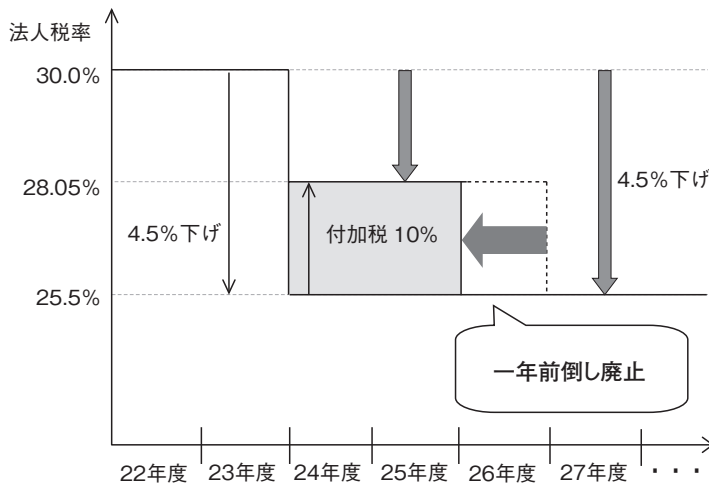
（注 5）地方法人税（仮称）の創設による特別会計分の増収見込額は、平年度 4,845 億円、初年度 3 億円。地方法人特別譲与税の増減収見込額（国税の税制改正に伴うものを含む。）は、平年度▲ 7,100 億円、初年度▲ 211 億円となる（総務省試算）。

資料2 復興特別法人税の1年前倒し廃止（案）

○足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しして終了する。

【現行制度の概要】

法人税の納税義務者は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額（所得控除等の適用前の法人税額）に対して10%の付加税（復興特別法人税）を納付する義務がある。



「好循環実現のための経済対策」について
(平成25年12月5日閣議決定) (抄)

○経済の好循環の実現

経済の好循環を早期に実現する観点から、経済政策パッケージに盛り込まれた所得拡大促進税制の拡充や政労使会議での取組みとともに、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しで廃止する。確実な成果を得るため、引き続き、経済界への徹底した要請などの取組を行うとともに、地方の中小企業等への効果を含め、賃上げの状況についてフォローアップを行い、公表する。

(参考) 平成26年度以降の法人実効税率（東京都、資本金1億円超の法人のケース）は、35.64%

資料3 所得拡大促進税制の拡充（案）

○個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行う。

具体的には、次の見直しを行った上、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長する。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件（現行：5%以上）について次のとおりとする。

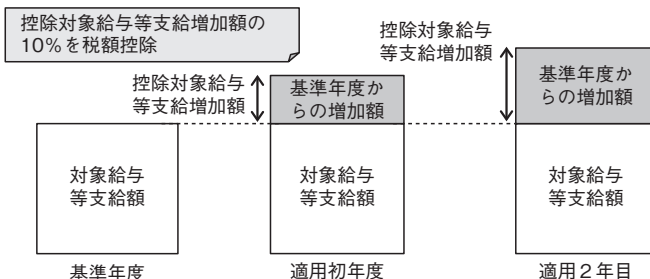
- ① 平成27年4月1日前に開始する事業年度 2%以上（平成26年4月1日前に終了する事業年度にも適用）
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 3%以上
- ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度 5%以上

(2) 平均給与等支給額の要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、継続雇用者に対する給与等（※）に見直した上で、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行：以上であること）とする。

※適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいう。

【現行制度の概要】

基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額（※）の10%（中小企業等は20%）を限度）できる



※個人については、その年分の事業所得に係る所得税

【改正案】

平成25、26年度：2%以上
平成27年度：3%以上
平成28、29年度：5%以上

【要件】

- (1) 基準年度と比較して5%以上給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

【改正案】継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

資料4 生産性向上設備投資促進税制の創設（案）

○設備の更新等を促進し、生産性の向上を図るため、生産性の向上につながる設備投資を促進する税制措置を創設する。
具体的には、産業競争力強化法等の中で規定される予定の以下の設備等の取得等をした場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除ができることとする。

(1) 先端設備

機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物及び建物附属設備で、一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの（中小企業者等については一定のソフトウェア及びサーバーを含む。）。

※ 上記の要件を満たす設備については、工業会等が証明書を発行。

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの。

先端設備



最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備



投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたもの

【改正案】産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までに取得等をした設備等について、以下の特別償却（即時償却）又は税額控除

	～28.3.31	～29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

※平成26年3月31日以前に終了する事業年度の投資分については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができることとする。

資料5 研究開発税制の拡充（案）

○研究開発投資の拡大を一層加速させる観点から、研究開発税制（増加型）について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組みに改組。

具体的には、研究開発税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）の適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長するとともに、現行の増加額の5%を税額控除できる制度について、増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額（※）を超える場合には、増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には、その増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

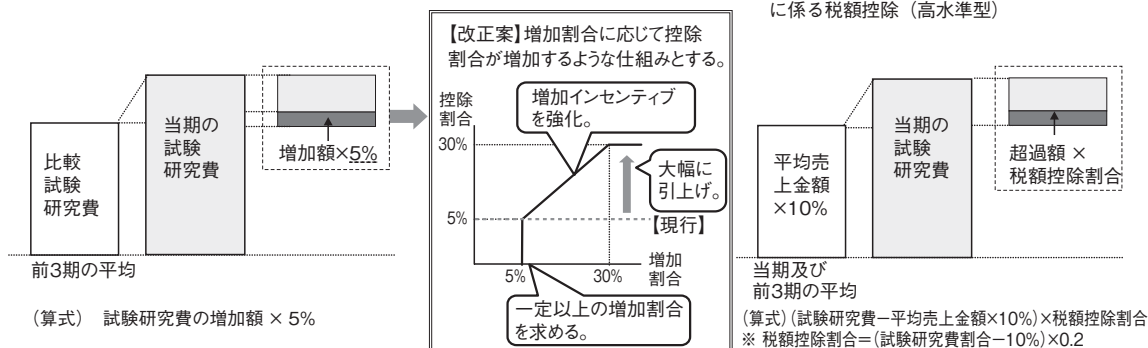
（※）適用年度の前2事業年度における試験研究費の額のうち最も多い額をいう（現行どおり）。

○ 研究開発税制の上乗せ措置（増加型又は高水準型）（平成25年度末に期限切れ）

① 試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）

【改正案】3年間延長

② 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除（高水準型）



（注）上記の研究開発税制の上乗せ措置（増加型又は高水準型）については、総額型（試験研究費の総額の8～10%（中小企業者等は12%）の税額控除。当期の法人税額の30%を限度）とは別枠（当期の法人税額の10%を限度）で適用できる。

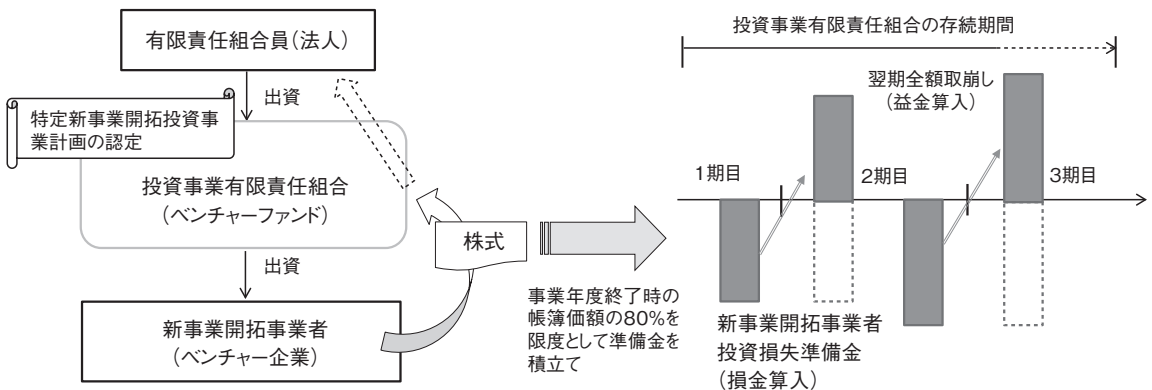
資料6 ベンチャー投資促進税制の創設（案）

○民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促進するため、起業家と民間企業等との橋渡し役となるベンチャーファンドへの企業による出資を促進するための税制措置を創設する。

具体的には、産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に同法に基づく認定を受けた投資事業有限責任組合に係る契約を締結している法人（有限責任組合員に限り、適格機関投資家（※）である場合には、出資予定額が2億円以上であるものに限る。）が、同組合に対して出資をし、新事業開拓事業者の株式を取得した場合において、新事業開拓事業者投資損失準備金（その株式の帳簿価額の80%を限度）を積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとする。

この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度に全額を取り崩して、益金算入する。

※適格機関投資家は、投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時点におけるその所有価証券である株式等の帳簿価額が20億円以上のものに限る。



資料7 事業再編促進税制の創設（案）

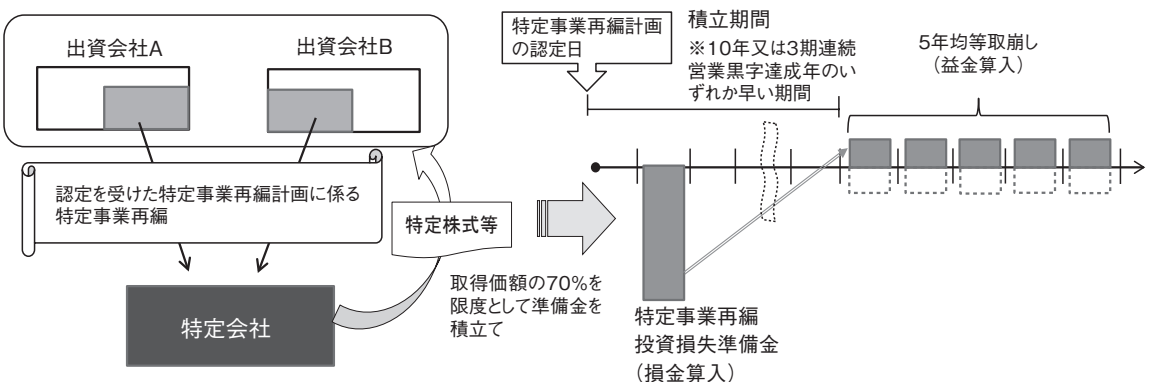
○思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編を強力に促進するための税制措置を創設する。

具体的には、産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に同法に基づく認定を受けた法人が、積立期間（※1）内に、特定事業再編に係る特定会社の特定株式等（※2）を取得する場合において、特定事業再編投資損失準備金（特定株式等の取得価額の70%を限度）を積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとする。

この準備金は、積立期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して、益金算入する。

※1 積立期間は、その法人がその特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後10年を経過する日（その特定事業再編に係る特定会社が、同日までに3期連続で営業利益を計上した場合には、その最後の事業年度終了の日）までの期間。

※2 特定株式等とは、設立若しくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割若しくは現物出資に伴い取得する特定会社の株式（出資を含む。）又は特定会社に対する貸付金に係る債権をいう。



資料8 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制（案） （既存建築物の耐震改修投資促進のための税制措置）

○老朽化した建築物を更新すること等による防災力の向上等を図るため、既存建築物の耐震改修投資促進のための税制措置を創設する。

具体的には、耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を平成27年3月31日までにを行った事業者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに、耐震改修対象建築物（※1）の耐震改修（※2）により取得等をする耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却ができることとする。

※1 既存耐震不適格建築物のうち耐震診断結果の報告が耐震改修促進法により義務付けられるものをいう。

※2 耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替であって、耐震基準に適合することとなるものとして次の者に証明されたものをいう。

① 地方公共団体の長、② 指定確認検査機関、③ 建築士

改正耐震改修促進法（平成25年11月25日施行）

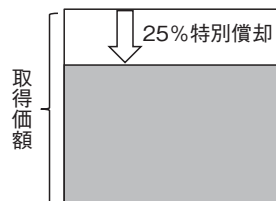
- ① 不特定多数の者が利用する大規模な建築物
（病院、旅館など）
- ② 地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物
- ③ 都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物

- 耐震診断の実施、その結果を所管行政庁へ報告義務
→ 所管行政庁はその報告の内容を公表
- 耐震性が確保されていなかった場合には、所有者は耐震改修を行う努力義務
→ 所管行政庁の耐震改修に係る指導・助言、指示。指示に従わない場合には公表

【改正案】

◎耐震診断結果の報告

5年以内
耐震基準に適合する耐震改修を実施

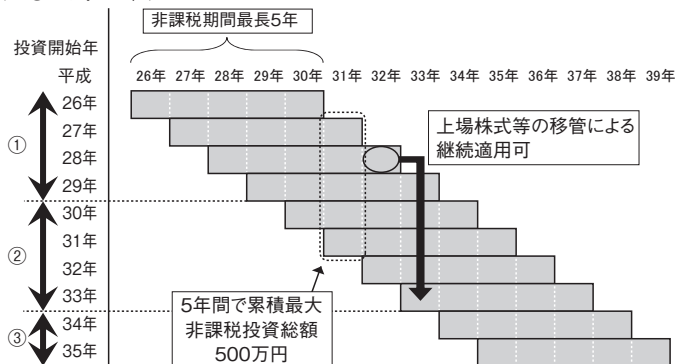


資料9 NISAの使い勝手の向上（案）

<NISAの概要>

1. 非課税対象 : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 開設者（対象者） : 口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等
3. 非課税投資額 : 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限
4. 非課税投資総額 : 最大500万円（100万円×5年間）
5. 口座開設期間 : 平成26年から平成35年までの10年間（毎年新たな口座開設は不要※1）
6. 保有期間 : 最長5年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）

<NISAのイメージ>



<現行制度>

- ①②③の各期間内では、
- (1) NISA口座開設金融機関の変更はできない。
- (2) 一旦NISA口座を廃止した場合には口座の再開設はできない。

<改正案>

- (1) NISA口座開設金融機関の毎年の変更を可能にする。〔※2〕
 - (2) NISA口座を廃止した場合でも、NISA口座の再開設を可能にする。〔※3〕
- 【平成27年1月1日から適用】

〔※1〕 ①②③の期間ごとに金融機関を選択し、その期間内に金融機関を変更しない場合には、新たな手続は不要。

〔※2〕 金融機関の変更は、その変更しようとする年にNISA口座へ上場株式等を受け入れていない場合のみ可能。

〔※3〕 NISA口座を廃止した年に既に上場株式等をNISA口座に受け入れていた場合は、NISA口座の再開設は翌年以降から可能。

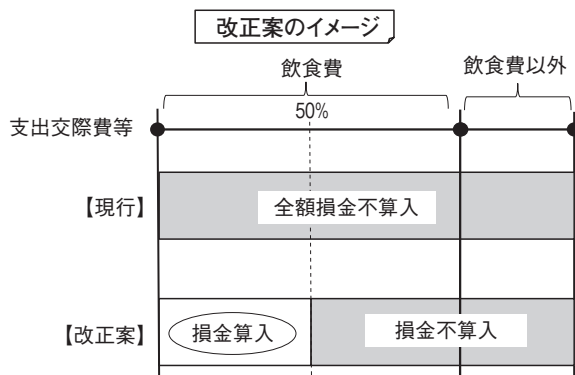
資料10 交際費課税の見直し（案）

○交際費課税制度について、その適用期限を2年間延長するとともに、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、飲食のための支出（社内接待費を除く。）の50%を損金算入できることとする。

※ 中小法人については、現行の定額控除（800万円）との選択制

【現行制度の概要】

法人が支出する交際費等（一人当たり5,000円以下の飲食費等を除く。）は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については、800万円に達するまでの全額損金算入可。



※ 中小法人については、飲食費の50%と定額控除額800万円のどちらが有利な方を選択

平成25年改正法附則第108条3号抜粋

○交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

資料11 中小企業投資促進税制の拡充（案）

○ 地域経済を支える中小企業の投資の活性化を図る観点から、

- (1) 中小企業投資促進税制について、その適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長するとともに、産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までに取得等をした特定機械装置等（機械装置並びに一定の工具、器具備品及びソフトウェア）が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の中小企業者等は10%）の税額控除ができることとする。
- (2) 生産性向上設備投資促進税制について、中小企業者等に対し、以下の措置を講ずる（再掲）。
 - ① 先端設備について、一定のソフトウェア及びサーバーを対象とする。
 - ② ソフトウェアが組み込まれた機械装置については、10年以内に販売されたもので一代前モデルも含める。
 - ③ 生産ライン等の改善に資する設備に係る投資利益率要件につき、中小企業者等（資本金1億円以下）は5%以上（大法人は15%以上）とする。
- (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を平成28年3月31日まで2年間延長する。

○中小企業投資促進税制

【現行制度の概要】

中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額（下記⑤は取得価額の75%）の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人のみ。1年繰越可）ができる。

（特定機械装置等）

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5 t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

【改正案】

左記①～③の特定機械装置等が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、以下の特別償却又は税額控除ができる。

資本金	現行	改正案
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円 以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

資料12 国家戦略特区（案）

1. 国家戦略特区において、我が国の経済社会の活力の向上等に寄与することが見込まれる事業（注）を実施する事業者として特区ごとに定められる区域計画に記載された者を支援するための税制を創設。

（注）内閣府令において、これまでの地方及び民間からの提案を基に、①国際的ビジネス拠点、②医療等の国際的イノベーション拠点又は③革新的な農業等の産業の実践拠点等を形成するものであって、単なる地域支援ではなく、我が国の経済再生に寄与するインパクトのある事業を定める。内閣府令で定める具体的な事業については、政府における検討と併せ、与党税制調査会においても検討する。

2. 設備投資減税（法人税）

特別償却割合	機械装置及び開発研究用器具備品	即時償却（中核事業（注1参照）） 50%（中核事業以外の事業）
	建物及びその附属設備並びに構築物	25%
税額控除割合	機械装置及び開発研究用器具備品	15%
	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

（注1）中核事業とは、イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくため、特に促進していくべき事業として、次の①から③のいずれにも該当するものを行う事業をいう（内閣府令で規定予定）。

- ① 当該地域に存する人的・物的資源を活用することによって実現できる先端的な取組。
- ② 革新的な技術開発による国民生活の改善や、新規産業・新規市場の創出につながる取組。
- ③ 他の地域に広くメリットが波及する取組。

（注2）中核事業は、まずは、先端的技術を活用した医療等医療分野を対象とする。更に、特区の具体的な内容についての検討が進んだ段階において、関係者の合意を得て、必要に応じて追加される。

3. 研究開発税制の特例（法人税）

上記2. の即時償却の対象となる研究開発用設備の減価償却費については、研究開発税制における特別試験研究費とみなす（税額控除割合12%）。

（注）国家戦略特区における税制措置の全体像については、特区における事業の具体的内容等が決まった後に、検討が必要。

資料13 給与所得控除の上限の引下げ（案）

○給与所得控除については、給与所得者の必要経費（勤務関係経費と考えられる支出額）に比しても、主要国の水準に比しても過大であり、水準の適正化が必要。

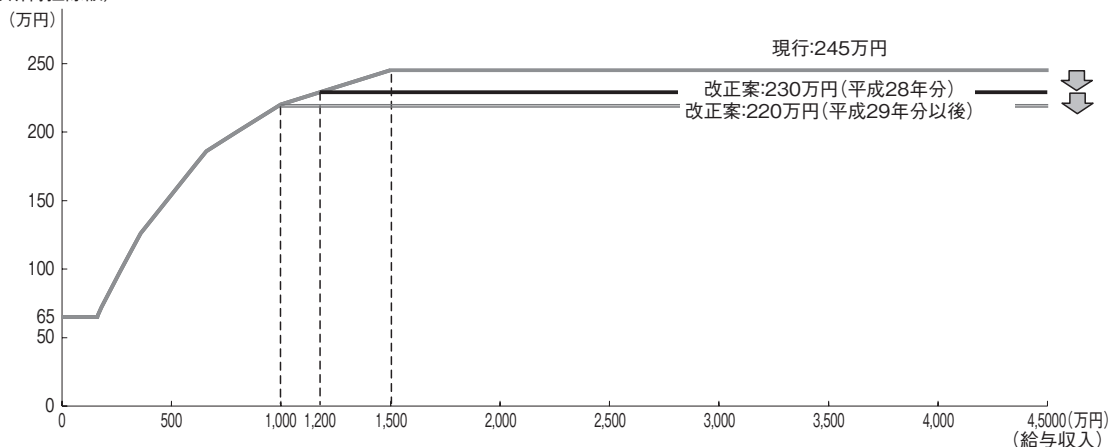
○このため、控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を次のとおり漸次引き下げる。

平成28年分 1,200万円（控除額230万円）

平成29年分以後 1,000万円（控除額220万円）

（注）年分は所得税における年分であり、住民税については次年度分である。

（給与所得控除額）



資料14 地方法人課税の偏在是正に向けた取組み（案）

1. 法人住民税の交付税原資化

消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化（地方法人税（仮称））し、税収全額を交付税原資化

○法人住民税法人税割の税率引下げ（標準税率ベース）

（都道府県分）5.0% → 3.2%（△1.8%）

（市町村分）12.3% → 9.7%（△2.6%）

○地方法人税（仮称）の創設

・課税標準：法人税額

・税率：4.4%

・賦課徴収：国（税務署）

国税化の規模（平年度ベース）

⇒0.5兆円程度

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

※消費税率10%段階：

「法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める」（平成26年度与党大綱）

2. 地方法人特別税・譲与税の規模縮小

○法人事業税へ3分の1相当を復元（0.7兆円程度（平年度ベース））

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

※消費税率10%段階：

「地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」（平成26年度与党大綱）

資料15 自動車重量税のグリーン化（案）

◎エコカー減税の拡充

	初回車検	2回目車検
H27年度燃費基準 +20%達成	免税	▲50%
H27年度燃費基準 +10%達成	▲75%	
H27年度燃費基準達成	▲50%	

（注）上記はガソリン乗用車の例。



	初回車検	2回目車検
H27年度燃費基準 +20%達成	免税	免税
H27年度燃費基準 +10%達成	▲75%	
H27年度燃費基準達成	▲50%	

〔H 26.4.1 以後に新車新規車検を受ける車について適用される。〕

◎経年車に対する課税の見直し

	～13年	13年超	18年超
自家用乗用車 （・車検期間1年 ・車両重量0.5tごと）	4,100円	5,000円 ⇒5,700円	6,300円
自家用バス・ トラック（2.5t超） （・車検期間1年 ・車両総重量1tごと）			

（注1）他の車種についても同様の見直しを行う。ただし、営業用車の税率は変更しない。

（注2）急激な負担増とならないよう、2段階での引上げを行う。（上記のケースでは、H 26年度から5,400円に、H 28年度から5,700円に引き上げる。他の車種についても同様。）

資料16 復興支援のための税制上の措置（案）

○復興産業集積区域において機械等を取得等した場合の即時償却制度について、適用期限を2年間延長する。

【現行制度の概要】

復興特別区域法の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人（注1）が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置：即時償却又は取得価額の15%の税額控除（注2）

（取得価額の50%の特別償却又は15%の税額控除（注2）（26年4月1日～28年3月31日））

○建物：取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除（注2）

（注1）東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

（注2）当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

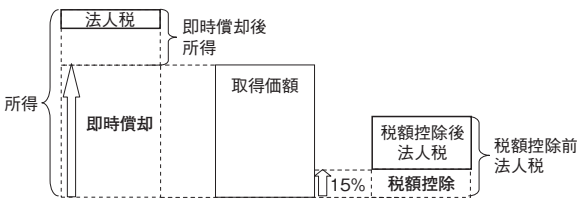
（注3）復興産業集積区域における法人税の特別控除制度との選択適用。

特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	100%	50%→100%
建物・構築物		25%

【改正案】即時償却の適用期限を2年間延長

○適用のイメージ



税額控除

【選択】

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置		15%
建物・構築物		8%

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

資料17 猶予制度の見直し（案）

○猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき、「換価の猶予」をできることとする。

○現行の猶予制度について使いやすくするとともに、的確な納付の履行を確保するため、所要の見直しを行う。

（注）平成27年4月1日から適用。

	要件	延滞税	その他	
			現行	見直し（案）
納税の猶予 [納税者の申請]	①災害により相当の損失を受けたとき ②災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき ③事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき ④確定申告が遅延した場合等で、一時に納付することができないとき	(①・②の場合) 免除 (③・④の場合) 軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)	・猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ・新たな督促、滞納処分の禁止 ・原則、担保が必要（②～④の場合） （※）税額50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ・同左 （※）税額100万円以下・3ヶ月以内の猶予の場合等は不要（注） ・分割納付の規定整備 ・資産・収入等の資料提出（提出困難な場合を除く。） ・不許可事由・取消事由の整備 ・申請に係る質問検査の整備
換価の猶予 [税務署長の職権]	次の事実該当し、納税について誠実な意思を有するとき ①財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき ②財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることと比べて、徴収上有利であるとき	軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)	・猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ・原則、担保が必要 （※）税額50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 （※）税額100万円以下・3ヶ月以内の猶予の場合等は不要（注） ・分割納付の規定整備（原則、毎月の分割納付） ・資産・収入等の資料提出 ・不許可事由・取消事由の整備
【新設（案）】				
[納税者の申請] (申請期限： 納期限から6ヶ月)	一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき（他に滞納がある場合は除く。）			

（注）所得税、相続税、移転価格税制に係る延納等の担保についても、同様に措置。

資料18 税理士制度の見直し（案）

○税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し見直しを行う。

1. 納税者利便の向上

- 租税教育への取組の推進（税理士会会則の絶対的記載事項化）
- 調査の事前通知の規定の整備

2. 税理士の業務の活性化・人材確保

- 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し
- 税理士試験の受験資格要件の緩和（職歴要件3年以上⇒2年以上）
- 補助税理士制度の見直し

3. 税理士制度の信頼性の向上

- 公認会計士に係る資格付与の見直し（研修の受講）
- 税理士に係る懲戒処分の適正化（税理士業務の停止期間1年⇒2年）
- 懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し

4. その他

- 事務所設置の適正化（税理士会の登録調査権限の明確化）
- 税理士証票の定期的交換
- 電子申告等に係る税理士業務の明確化
- 会費滞納者に対する処分の明確化

資料19 消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の見直し（案）

みなし仕入率の実態調査の結果を踏まえ、金融業及び保険業：60% → 50% に引き下げる。
不動産業：50% → 40% に引き下げる。

（注）平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用。

		創 設 時	平成3年改正 (平成3年10月から適用)	平成8年度改正 (平成9年4月から適用)	平成15年度改正 (平成16年4月から適用)	改正（案） (平成27年4月から適用)
適用上限 (課税売上高)		5億円	4億円	2億円	5,000万円	5,000万円
みなし仕入率	卸売業	90%（第一種）	90%（第一種）	90%（第一種）	90%（第一種）	90%（第一種）
	小売業	80%（第二種）	80%（第二種）	80%（第二種）	80%（第二種）	80%（第二種）
	農林水産業		70%（第三種）	70%（第三種）	70%（第三種）	70%（第三種）
	鉱業					
	建設業					
	製造業					
	料理飲食業等		60%（第四種）	60%（第四種）	60%（第四種）	60%（第四種）
	金融業及び保険業			50%（第五種）	50%（第五種）	50%（第五種）
	運輸・通信業					
	サービス業					
	不動産業					40%（第六種）【新設】

資料20 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（案）

改正案

観光立国の推進や地域活性化の観点から、一定の不正防止措置を講じることを前提に、現行制度における免税対象品目を、飲食品や化粧品等の消耗品へ拡大することとし、併せて手続の簡素化を行う。

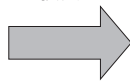
※平成26年10月1日から適用

現行の対象物品

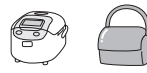
- ・家電
- ・バッグ
- ・衣料品 等



全ての物品に
拡大



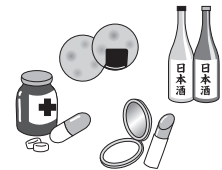
改正後の対象物品



現行の
対象物品



- ・食料品 ・飲料品
- ・医薬品 ・化粧品 等
- の消耗品



手続の簡素化・不正防止措置等

- ①様式の弾力化及び手続の簡素化。
- ②免税店をさらに増加させる観点から、観光庁が中心となってPR等の施策を実施。
- ③適正な執行を担保する仕組みを導入。

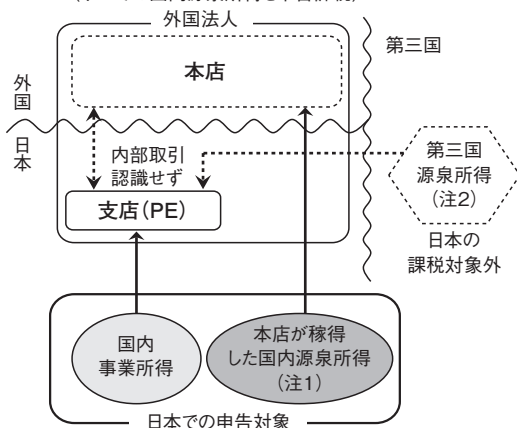
（新たに拡大する品目について、一定の包装（シール封印等）、金額上限（1日1人1店舗あたり50万円以内）等を設ける。）



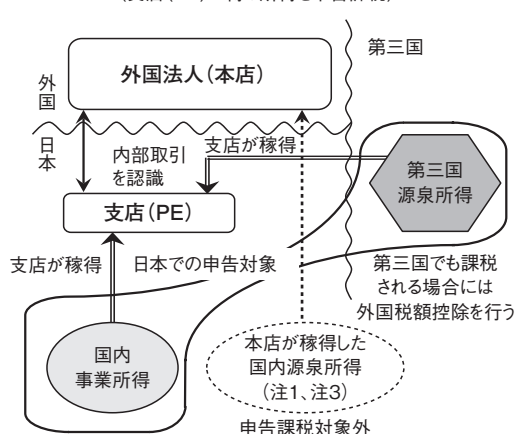
資料21 国際課税原則の総合主義から帰属主義への変更（案）

- 外国法人等の支店（PE）が得る所得については、支店（PE）が本店から分離・独立した企業であったとした場合に得られる所得とともに、本店と支店（PE）との間の内部取引を認識する。
- 支店（PE）が第三国で得る所得について、日本と第三国の両方から課税されて二重課税が生じる場合、その二重課税を排除するために新たに支店（PE）のための外国税額控除制度を創設する。

総合主義（わが国国内法） （すべての国内源泉所得を申告課税）



帰属主義（諸外国の典型例・我が国の条約） （支店(PE)が得る所得を申告課税）



- （注1）本店が支店（PE）を介さずに行う直接投資等
（注2）支店（PE）が行う国外投融資で第三国において課税されているもの
（注3）原則として源泉徴収で課税関係終了